

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 5 年 第1回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和7年1月24日（金）	開 会	午後3時00分	
			閉 会	午後4時07分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎2階 201～203会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事務局	（ 出席人数：4人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行			
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開			
		日程2 農地法第4条（知事）：公開			
		日程3 農地法第5条（知事）：公開			
		日程4 租税特別措置法適格者証明：公開			
		日程5 地域計画（案）について			

一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	中山 雅博
	6	岡本 勉
	7	石山 法男

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第１回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長と都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午後２時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）地域計画（案）について の１項目についての協議と、その他、親睦会に関することと意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。 本日の議題は、 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」 １議案３件 日程２ 議案第２号「農地法第４条（知事）」 １議案２件 日程３ 議案第３号「農地法第５条（知事）」 １議案４件 日程４ 議案第４号「租税特別措置法適格者証明」 １議案２件 日程５ 議案第５号「地域計画（案）について」 １議案４件 合計５議案となります。
議長	なお、前回の２０２４年第１２回総会で継続審議となった日程１、議案第１号、農地法第３条（委員会）の申請番号５９番は、議案書送付前に取下げがありましたので報告いたします。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号５番中山雅博委員、６番岡本勉委員、７番石山法男委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに

	議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号1番から3番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号1番。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号2番。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号3番。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請地はさいたま地方裁判所越谷支部で競売が行われた農地で、2024年第11回総会、議案第4号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」で買受適格者証明を受けた申請番号1番の申請者が落札したことにより、農地法第3条の許可申請が行われたものです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは長ネギを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。譲受人の居住地はさいたま市岩槻区ですが、保有農地はさいたま市と茨城県境町にあります。保有農地の状況について、さいたま市農業委員会と境町農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号1番、2番について担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員上原剛雄です。はじめに、申請番号1番について報告いたします。令和7年1月10日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地及び保有農地の現地調査においては問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また譲受人が第3地区に保有している農地についても、担当地区推進委員等が行った現地調査により、問題が無かったことを事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします。 次に、申請番号2番について報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地及び保有農地の現地調査等を行ったところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号3番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の横川浩之です。申請番号3番について報告いたします。本案件は事務局説明のとおり、2024年第11回総会、議案第4号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」で買受適格者証明を受けた申請番号1番の申請者が落札したことにより、農地法第3条の許可申請が行われたものです。このことから令和7年1月9日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。買受適格者証明のときに報告したとおり、現在も祠がたっておりますが、県から現状回復命令を発する予定がない、と以前も報告しております。また雑草繁茂となっていた申請地は草刈りが行われておりました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番岡本勉委員より申請番号1番から3番について事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号6番岡本勉です。申請番号1番から3番について一括して事前審

	査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、これらの申請については全て許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から3番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号1番から3番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号1番、2番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条(知事)」について許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号1番。詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月3日、国土地理院撮影の航空写真では申請農地には建物及び庭が確認できます。農用地からの除外については、令和6年11月7日付け当初除外の証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。 次に、申請番号2番。詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月2日、国土地理院撮影の航空写真では、申請農地には住宅敷地が確認できます。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当す

	る土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。
議長	次に、申請番号1番について、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員上原剛雄です。申請番号1番について報告いたします。令和7年1月10日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号2番について、担当推進委員に代わり議席番号3番齋藤昭雄委員より意見を求めます。
委員	議席番号3番齋藤昭雄です。担当推進委員に代わり、申請番号2番について報告いたします。令和7年1月7日に、石塚農業委員、濱野推進委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号7番石山法男です。はじめに、申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、長年利用してきたと思われる古い建物と住宅敷地が確認できました。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号2番について事前審査の報告をします。申請地及び保有農

	地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、住宅敷地が確認できました。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号1番、2番を許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号1番から4番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書3頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条(知事)」について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画で、該当する土地改良区の事前協議書及び地域農家代表者の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号2番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設・土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在、営業車3台、トラック1台を自宅マンション及び近隣の貸し駐車場に置いているほか、ダンプ、バックホーは実家敷地内に駐車していましたが、申請番号1番で許可申請のあった自己用住宅予定地の隣接地に資材置き場を設置し、トラック2台、ダンプ1台、バックホー1台の他、コンクリートブロックを置く計画で、今までの駐車場は契約を解除する、とのこと。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号3番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。申請農地の外、隣接する非農地0.07㎡と併せて、自己用住宅を建築する計画です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設水路に排水する計画ですが、排水路が農地の下を通る計画のため、この部分についても農地の一時転用許可申請が必要ですが、1月20日現在申請されておられません。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号4番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、

	金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号3番について、担当推進委員に代わり議席番号4番山崎勇喜委員より意見を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。担当推進委員に代わり申請番号3番について報告いたします。令和7年1月7日に、飯島農業委員、朝倉推進委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地及び保有農地の一部が譲渡人の住宅の庭となっており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号4番について、担当推進委員に代わり議席番号3番齋藤昭雄委員より意見を求めます。
委員	議席番号3番齋藤昭雄です。担当推進委員に代わり申請番号4番について報告いたします。令和7年1月7日に、石塚農業委員、濱野推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施いたしました。申請地2筆は以前から駐車場として使われており、現地調査の際は、重機を使用して農地に復すると思われる工事を行っておりました。また保有農地については畑作が行われており、農地の適正な利用が確認できました。重機で工事を行った申請地等について1月16日に濱野推進委員が改めて現地確認をしたところ、工事は既に終わっており、現地は一面が土に覆われ、農地に復した状態であることが確認できた、と連絡がありました。その後、私も現地を確認したところ、濱野推進委員の連絡のとおり農地に復していることが確認できました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番石川勝也委員より申請番号1番から4番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号8番石川勝也です。はじめに、申請番号1番、2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前

審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に申請番号 3 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当推進委員に意見を求めたところ、申請地及び保有農地の一部が譲渡人の住宅の庭となっており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず問題あり、との報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、農地が庭として利用されており、不適切な利用であることが確認できました。事務局からの報告では、以前から代理人に指導しているが、代理人からは「いずれ改善する予定はあるが、時期はまだ未定」との回答だった、とのこと。また、事務局の説明にあった農地の下を通る排水路の一時転用申請も必要ですが、今のところ申請はなされておられません。このようなことから、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、改善の見込みも今のところ無いことから事前審査委員 4 人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 4 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当推進委員に意見を求めたところ、現地調査の際は改善中であつたものの、事前審査の前には農地に復した状態が確認できた、とのことでした。事前審査における現地調査でも、担当推進委員の報告のとおりであつたことが確認できました。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 はい、議長。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号 10 番岡田実です。先ほどの事務局説明について確認をしますが、申請番号 1 番と 2 番の農地区分は第 1 種農地か、第 2 種農地かお伺いします。

議長 事務局、答弁をお願いします。

事務局 ただ今のご質問にお答えいたします。申請番号 1 番と 2 番の農地区分は第 1 種農地と考えております。

委員 はい、議長。

議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。第１種農地で自己用住宅や資材置き場への転用が可能なのか、改めて伺います。
議長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	再度のご質問にお答えいたします。原則的には、第１種農地に住宅や資材置き場を設置することは許可になりません。ただし、不許可の例外として農地法施行令第４条第１項に不許可の例外規定がございます。施行令第４条第１項第２号イの中に「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業に資する施設」として農林水産省令で定めるもの、供するものに使われるものは不許可の例外に定められております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。では、これらの施設は具体的にどのようなものか伺います。
議長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	具体的に申しますと、業務上必要な施設として、周辺の地域において居住するものが業務上必要とする店舗、事務所、工場、駐車場、作業所、それから資材置場等が想定されるということになっております。また「申請に係るその土地の周辺の地域において居住するもの」という定義には、申請に係る土地の周辺の地域に居住する人が経営する法人であって、その本店の所在地が申請に係る土地の周辺の地域にあるものも含まれるということでございます。この資材置場を設置する法人は、例外規定が適用になる場所に本店がありますので、申請地と近いことから、適用になると考えております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。事務局から説明があったとおり第一種農地については、資材置場や自己用住宅は原則建てられないんです。例外規定の話

をされましたが、事務局の説明を受けて、初めて委員や推進委員も分かるわけです。施行令の話をしてるわけですが、これらのことは、日常の業務の中で農業委員や推進委員が知っておくべき話だと思います。そのためには、今、事務局が説明した内容を簡潔に、こういうものは第一種農地でも大丈夫ですよ、というものを、きちっと簡略化して出して頂ければいいんじゃないでしょうか。先ほど事前審査担当委員から問題なし、という報告がありましたが、実際には例外規定を適用してるから問題なし、なんです。今後こういう議案が出てきますから、農業委員や推進委員に対し、事前に知識を深めるための資料をお願いしたいと思います。

議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

事務局から、今の岡田委員のご指摘につきましてお応えします。こちらは第一種農地でございますが、白地農地でございます。この土地は青地農地に接している道路の面に対して、手前側が農業振興農用地に連続する10ヘクタールということで、今回これが第一種農地ではないかと考え、確認のため事前に埼玉県の方に確認を取っております。その上で第一種農地として自己用住宅、それから資材置場を造ることに対して確認をしたところの法的根拠を先ほどの事務局として説明させていただきました。

令和4年度3月にも農林水産省から通知が来ておりまして、農地の転用に関しては、できるだけ申請者に対してきちんとした説明をすること、むやみに申請そのものを、例えば「これは転用ができない」などという説明をしないように、ばらつき防止のための通知というものが来ております。事務局では関係法令に基づく根拠を調べた上で、事前審査の時に委員に説明をさせていただいております。

今の事務局の説明を委員各位に毎回、農地法の何条の何項に当てはまって、というところまでを逐一解説するのは、むしろ委員に負担を掛けることに繋がります。また、先ほど簡便に分かるものという話がございましたが、なかなか簡便に説明するパターンはそれぞれの案件によって変わることがございます。例えば、手前の道路の横に水路が一本流れていたら、もう第一種ではなく第二種になってしまう、といった具合です。個々の事案によって変わることもございますので、事前審査の段階で皆さんにご説明をさせていただきます。今後につきましても事前審査の際には、事務局からより分かりやすい説明を皆さんにさせていただくように努力いたします。

議長

他に発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号3番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号1番、2番及び4番について事前審査委員より許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号3番、次に申請番号1番、2番及び4番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号3番を不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号3番を不許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号1番、2番及び4番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号1番、2番及び4番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号、「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号1番、2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書4頁をご覧ください。議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について申請が2件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、申請番号1番。詳細は議案書のとおり。案内図は19頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日

	数は３００日です。 次に、議案書４頁から５頁、申請番号２番。詳細は議案書のとおり。案内図は２０頁から２２頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は２８０日です。
議長	本案のうち、申請番号２番については農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、申請番号１番と２番を別々に審議いたします。
議長	はじめに申請番号１番について審議いたします。申請番号１番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員関根栄です。申請番号１番について報告いたします。令和７年１月８日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の４名で申請地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、議席番号７番石山法男委員より申請番号１番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号７番石山法男です。申請番号１番について、事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員４人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第４号「租税特別措置法適格者証明」申請番号１番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、申請番号２番について、議事参与の制限に該当いたしますので、私は退室し、議長を伊藤職務代理にお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。
	(休憩) (市川会長退室、伊藤職務代理が議長席へ)
職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。申請番号２番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員関根栄です。申請番号２番について報告いたします。令和７年１月８日に、石川農業委員、岩本推進委員及び私の３名で申請地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
職務代理	次に、議席番号７番石山法男委員より申請番号２番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号７番石山法男です。申請番号２番について、事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員４人の合議により証明する、とすることと決しました。
職務代理	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)

職務代理	起立全員です。よって、議案第４号「租税特別措置法適格者証明」申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。 ここで私は議長の任を降り、市川会長と交代いたします。この際、暫時休憩いたします。それでは、市川会長の入室をお願いします。 (休憩) (市川会長入室、議長席へ。伊藤職務代理自席へ)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、日程５、議案第５号「地域計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書６頁をご覧ください。議案第５号「地域計画（案）について」ご説明いたします。これは、春日部市長より農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定により別冊のとおり地域計画について意見を求められたので、審議を求めるものです。別冊の議案第５号「地域計画（案）について」の１頁目をご覧ください。この「武里・豊春東地域 地域計画（案）」については１２月２５日に農業委員に説明し、１月９日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書７頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議のほどお願いします。 次に、議案書別冊の２をご覧ください。春日部市長から「豊春地域」「幸松地域」「桜井・宝珠花地域」の３つの地域計画（案）について意見を求められたものです。詳細につきましては本日議事参与の浜村農業振興課長が説明させていただきます。説明のあとに質疑をお受けしますので、ご審議のほどお願いします。
議長	続いて、議事参与の浜村農業振興課長より説明を求めます。
議事参与	農業振興課長の浜村でございます。説明させていただきます。地域計画とは、農業経営強化基盤促進法第１９条の規定に基づき、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、対象となる農業用の利用も行われる農用地等の区域における農業経営基盤強化の促進のための法律でございます。その法律の第１９条第６項に、農業委員会の意見を聴取するということでございますので、この度は意見をお伺いさせていただくものです。 なお、策定にあたりましては、同じ法律の第１８条の規定に基づき協議の場を複数回、地域内において設置させていただき、農業者の方、農協様、中間管理機構の方々の意見を反映した計画となっているところでございます。 この度、市を９地域に分けて、地域計画の策定を進めておりますが、インデックスの１番につきましては武里・豊春東地区、２の①につきましては豊

	春地区、2の②につきましては幸松地区、2の③につきましては桜井・宝珠花地区の計画案と目標の地図、そして農業を担うもの一覧につきまして、地域の方々と意見交換をし、案を作成したものでございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号「地域計画(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「地域計画(案)について」原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、 日程6 報告第1号「農地法第3条」(委員会)(取下) 日程7 報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」 日程8 報告第3号「農地法第4条(届出)」 日程9 報告第4号「農地法第5条(届出)」 日程10 報告第5号「農地法第18条(通知)」 日程11 報告第6号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の9頁から21頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025年第1回総会を閉会いたします。 閉会(午後4時07分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 2 番 _____

農業委員 3 番 _____

農業委員 4 番 _____